

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 新明和工業株式会社
(2) 代表者氏名 代表取締役 五十川 龍之
(3) 住所 兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号

2 指名停止措置期間 令和 7 年 5 月 1 2 日 ～ 令和 7 年 8 月 1 1 日 (3 か月)

3 事案の概要

新明和工業株式会社は、特定エレベーター方式 P S 設置工事の受注に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 3 月 2 4 日に公正取引委員会から、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 5（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表第 2 5>

措 置 条 件	期 間
5 上記以外の建設工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該を認定した日から 2 か月以上 2 4 か月以内